

●香川県監査委員公表第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成21年7月31日

香川県監査委員 宮本欣貞
同 都村尚志
同 鍋嶋明人
同 仲山省三

- 1 監査対象部局 総務部
- 2 監査対象年度 平成20年度
- 3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
文書館	平成21年4月10日
県税事務所	平成21年4月24日
県民活動・男女共同参画課（県民室・消費生活センター）	平成21年5月20日
青年センター	”
危機管理課	”
消防学校	”
税務課	平成21年5月25日
職員課（健康管理室）	平成21年5月27日
人事・行革課	”
自治研修所	”
秘書課	”
総務事務集中課	平成21年5月29日
人権・同和政策課	”
総務学事課	”
国際課（パスポートセンター）	平成21年6月18日
広聴広報課	”

4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

ア 県税について

県税収入について、元中讃県税事務所、元西讃県税事務所において、現金窓口事務での釣銭返還誤りなどが生じていたので、誤りが生じないようにする必要がある。（県税事務所）

イ 行政財産の目的外使用に係る収入について

行政財産の目的外使用について、自動販売機に係る電気代の収入調定が遅延したもの及び徴

収金額の算定を誤ったものがあつた。徴収金の算定誤りについては、再計算する必要がある。

(青年センター)

ウ 旅費について

旅費の支給について、旅行雑費の支給額に誤りがあるので、正当額との差額分を返納させる必要がある。(職員課)

エ 超過勤務手当について

超過勤務手当について、支給漏れがあつたので追給する必要がある。(人権・同和政策課)

オ 委託契約について

(ア) 消費者啓発に係る委託事業について、事業実績報告書の内容が不明確なものがあつた。

(県民活動・男女共同参画課)

(イ) 汚水処理施設の保守点検について、履行確認方法が明確でないので、点検結果報告が点検の都度提出されるよう、契約書に明記する必要がある。(職員課)

カ 支出負担行為について

委託業務について、予算の再配当を受けたうえで支出負担行為する必要があるにもかかわらず、再配当の手続きが遅延しているものがあつた。(国際課)

キ 郵便切手類について

郵便切手類受払簿について、物品取扱員欄に物品取扱員の押印がなく、物品出納命令者印欄に物品取扱員が押印していた。(消防学校)

ケ 県庁ホールの使用について

県庁ホールの使用について、香川県庁ホール使用規則で定められた様式と異なる申請書が使われていたので、規則との整合性を図る必要がある。(総務学事課)

ク 起案文書について

入札に係る起案文書について、文書日付が起案日より前になっているものが複数あつた。

(総務事務集中課)

(3) 検討指示事項

ア 県税について

県税収入について、窓口事務での現金出納に誤りが生じないように、方策を検討する必要がある。(税務課)

イ 総務事務について

新旅費システムについて、職員が旅費制度や操作方法を熟知していないために、旅費の支給誤りが生じているので、今後、旅費制度やシステムの操作方法の周知徹底を図るとともに、支給誤りの防止可能なシステムの検討が必要である。

また、総務事務システム(総務ナビ)による超過勤務の処理についても、実績入力が遅延した場合の取扱及び支給漏れの防止対策などの検討が必要である。(総務事務集中課)

ウ 委託契約について

業務委託について、単独随意契約により長期継続契約を行っているが、競争性や公平性の確保、経費の節減等の観点から契約期間や業者選定の方法を検討する必要がある。(文書館)

エ 物品について

(ア) 本課(予算執行課)で購入した特殊物品等で、本課からの保管換えの手続きを経ず出先機関へ直接納入されるものについて、その検収手続きを明確にする必要がある。(総務事務

集中課)

(イ) 備品について、公有財産の一部として取り扱ってきたため、備品一覧表の記載に不備が生じている可能性があるため、今後、適正な物品管理が行われるよう全庁的な検討を行う必要がある。(総務学事課)